

第1842号  
令和6年7月15日発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

# 裁判所時報

## (目次)

### ◎裁判例

1

(民事)

- 嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができる

(令和5年(受)第287号・令和6年6月21日 第二小法廷判決 破棄自判)

- 地方住宅供給公社が賃貸する住宅の使用関係については、借地借家法32条1項の適用がある。

(令和4年(受)第1744号・令和6年6月24日 第一小法廷判決 破棄差戻し)

- 飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者に対してされた大津市職員退職手当支給条例(昭和37年大津市条例第7号。令和元年大津市条例第25号による改正前のもの)11条1項1号の規定による一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和4年(行ヒ)第319号・令和6年6月27日 第一小法廷判決 破棄自判)

### ◎記事

10

- 令和6年度長官所長会同協議結果概要
- 人事異動(6月18日~7月2日)

### ◎法律等

12

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律について

## 裁判例

## 民事

◎ 嫁出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができる

件名 認知請求事件

最高裁判所令和5年(受)第287号

令和6年6月21日 第二小法廷判決 破棄自判

上告人 X

被上告人 Y

原審 東京高等裁判所

## 主文

原判決中、上告人に関する部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。

上告人が被上告人の子であることを認知する。

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

## 理由

上告代理人仲岡しゅんほかの上告受理申立て理由第4について

1 本件は、上告人が、被上告人に對し、認知を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人(▲年▲月▲日生まれ)は、▲年又は▲年頃、自己の精子を凍結保存した。

(2) 被上告人は、平成▲年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「特例法」という。)

3条1項に基づく性別の取扱いの変更の審判を受け、法令の規定の適用の前提となる性別(以下「法的性別」という。)を男性から女性へと変更した。

(3) 上告人の母は、被上告人の同意の下で上記精子を用いた生殖補助医療により懷胎し、令和▲年▲月▲日に上告人を出産した。上告人は、上告人の母の嫁出でない子である。

(4) 被上告人は、▲年▲月、Aに上告人に係る胎児認知の届出をしたが、被上告人の法的性別が女性であることなどを理由に当該届出は不受理とされた。

3 原審は、要旨次のとおり判断して、上告人の請求を棄却すべきものとした。

嫁出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当

該子を懷胎させた者の法的性別が当該子の出生時において男性である場合に限り、その者に対して認知請求権を行使し得る法的地位を取得するのであるから、当該子の出生時においてその者の法的性別が女性へと変更されていた場合には、その者に対し、認知を求めることができない。そして、上告人の出生時において被上告人の法的性別は女性へと変更されていたから、上告人は、被上告人に對し、認知を求めることができない。

4 しかしながら、原審の前記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

民法その他の法令には、認知の訴えに基づき子との間に法律上の父子関係が形成されることとなる父の法的性別についての規定はないところ、平成16年に特例法が施行されるまで、法律上の父となり得る者の性別が例外なく男性であることにつき疑義が生ずる状況にはなかった。しかし、生殖補助医療の技術が進歩し、性別の取扱いの変更を認めることとした特例法が施行されるなどしたことで、法的性別が女性である者が自己の精子で生物学的な女性に子を懷胎させ、当該子との間に血縁上の父子関係を有するという事態が生じ得ることとなつた。そして、本件では、上告人との間に血縁上の父子関係を有しているものの、その法的性別が女性である被上告人に對し、上告人が認知を求めるができるか否かが問題となっている。以下、この点について検討する。

民法の実親子に関する法制は、血縁上の親子関係をその基礎に置くものである。父に対する認知の訴えは、血縁上の父子関係の存在を要件として、判決により法律上の父子関係を形成するものであるところ、生物学的な男性が生物学的な女性に自己の精子で子を懷胎させることによって血縁上の父子関係が生ずるという点は、当該男性の法的性別が男性であるか女性であるかということによって異なるものではない。

そして、実親子関係の存否は子の福祉に深く関わるものであり、父に対する認知の訴えは、子の福祉及び利益等のため、強制的に法律上の父子関係を形成するものであると解される。仮に子が、自己と血縁上の父子関係を有する者に対して認知を求めるについて、その者の法的性別が女性であることを理由に妨げられる場合があるとすると、血縁上の父子関係があるにもかかわらず、養子縁組によらない限り、その者が子の親権者となり得ることはなく、子は、その者から監護、養育、扶養を受けることのできる法的地位を取得したり、その相続人となつたりすることができないという事態が生ずるが、このような事態が子の福祉及び利益に反するものであることは明らかである。

また、特例法3条1項3号は、性別の取扱いの変更

の審判をするための要件として「現に未成年の子がないこと。」と規定しているが、特例法制定時の「現に子がないこと。」という規定を平成20年法律第70号により改正したものであり、改正後の同号は、主として未成年の子の福祉に対する配慮に基づくものということができる。未成年の子が、自己と血縁上の父子関係を有する者に対して認知を求めることが、その者の法的性別が女性であることを理由に妨げられると解すると、かえって、当該子の福祉に反し、看過し難い結果となることは上記のとおりである。そうすると、同号の存在が上記のように解することの根拠となるということはできず、むしろ、その規定内容からすると、同号は子が成年である場合について、その法律上の父は法的性別が男性である者に限られないことをも明らかにするものということができる。そして、他に、民法その他の法令において、法的性別が女性であることによって認知の訴えに基づく法律上の父子関係の形成が妨げられると解することの根拠となるべき規定は見当たらない。

以上からすると、嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができると解するのが相当である。

そして、前記事実関係等によれば、上告人は、被上告人に対し、認知を求めることができるというべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、上告人に関する部分は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、上告人の請求は理由があるから、上記部分につき第1審判決を取り消し、上告人の請求を認容すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官三浦守、同尾島明の各補足意見がある。

**裁判官三浦守の補足意見**は、次のとおりである。

嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができると解することについて、特例法3条1項4号との関係について補足的に意見を述べる。

特例法3条1項4号は、性別の取扱いの変更の審判（以下「性別変更審判」という。）の要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。」と規定している。この規定は、最高裁判令和2年（ク）第993号同5年10月25日大法廷決定・民集77巻7号1792頁により違憲無効であるとの判断が示されたものであるが、もともと、性別

変更審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関する問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないこと等の配慮に基づくものと解される。しかし、同号は、性別変更審判前に凍結保存した精子の使用を含め、性別変更審判後に生殖補助医療の利用により子が生まれる可能性を否定していないことが明らかであり、上記大法廷決定にかかわらず、同号の存在が、法的性別が女性であることを理由として認知の訴えに基づく法律上の父子関係の形成を妨げる根拠となるものとは解されない。

この点に関し、上記のような子が生まれる可能性について、平成15年の特例法の制定当時も、立法の関係者の間で認識されており、凍結保存された精子等の利用の在り方等については生殖補助医療に関する法整備の際に判断されるべきものであって、その法整備の前に上記子が生まれた場合における親子関係については民法の解釈により判断されるものと考えられていたことがうかがわれる。

生殖補助医療技術の発展やその利用の拡大等が進む中で、自然生殖により子が生まれる可能性がない場合にも適切な生殖補助医療の利用によりパートナーと子を育てたいと望む者があり、他方で、実親子関係に関する法整備が身分法秩序の根幹に関わるものであって、生命倫理、子の利益、家族の在り方等について様々な議論があることから、上記法整備には一定の時間を要することもやむを得ない面がある。しかし、法整備の必要性が認識される状況にありながら20年を超える年月が経過する中で既に現実が先行するに至っている。具体的な事件における事実関係を踏まえ、現行法の適切な解釈に基づく法律判断を行って事件を解決することは、裁判所の責務である。

**裁判官尾島明の補足意見**は、次のとおりである。

私は、法廷意見に同調するものであるが、考えているところを若干敷衍して述べることとする。

1 特例法の施行前には、法的性別と生物学的性別が一致していたのであるから、法令中に父として認知が請求される者の性別に関する規定がないのは当然のことであったが、特例法の施行によってその状況には変化が生じたといえる。

特例法の制定時から、①特例法の施行前に生まれた嫡出でない子について、男性から女性に性別の取扱いの変更をした者が認知をし、又は上記の子がその者に認知を請求する可能性、②本件がそうであるように、性別の取扱いの変更前に精子を凍結保存した者が同変更後にその精子を用いた生殖補助医療（この利用を禁ずる法令の根拠は存在しない。）により子をもうけた場合にその子の認知が問題になる可能性があつたので

あり、特例法の立案に関与した者もごく例外的にはそのような事態があり得ることは認識していたことがうかがわれる。もっとも、そのことが民法等の身分法に及ぼす影響を子細に検討した上でそのようにして生まれた子の福祉との関係を法的に整備するなどの方策がとられることはなかった。

また、最高裁令和2年(ク)第993号同5年10月25日大法廷決定・民集77巻7号1792頁が特例法3条1項4号の規定(以下「4号規定」という。)を違憲無効であるとの判断を示したことから、男性から女性に性別の取扱いの変更をした者が、残存する生殖能力により生物学的な父として子をもうける可能性も、極めてまれなことであると考えられるが、生じてきている。

上記のような状況に身分法制として対処することが必要になっているのであるが、裁判所に対しては、上記のような子による認知の訴えを認めることと民法の実親子に関する法制との関係、その訴えを認めることに伴って生じ得る子の福祉及び家族関係に対する影響並びに社会への影響を総合勘案して認知に係る規定を解釈することが求められているといえよう。

2 まずは、民法の実親子に関する法制は、血縁上の親子関係を基礎に置いているというが、当審の判例(最高裁平成16年(受)第1748号同18年9月4日第二小法廷判決・民集60巻7号2563頁、最高裁平成18年(許)第47号同19年3月23日第二小法廷決定・民集61巻2号619頁参照)であって、本判決の法廷意見がその民法の基本法制の原則に反するということはない。また、この判断が、民法の規定との関係で支障を生じさせることはないし、他の法令の規定と抵触することもないといえる。

次に、上告人のような子による認知の訴えが認められると子の成長や発達に特段の問題が生ずるということを具体的に示す報告等が存在することはうかがわれず、その認知を認めることによって子の福祉に対する弊害が生ずるということは困難である。かえって、その訴えを認めないこととし、法的性別の取扱いを男性から女性へと変更した血縁上の父が親権者・監護者となる可能性、その父又は父方の親族から扶養を受けられる可能性及びその父又は父方の親族の財産を相続する可能性を子から一律に奪うことが子の福祉に反することは明らかである(これらの点において死亡した者の凍結保存精子による懐胎により生まれた子の親子関係が問題になった前掲平成18年最高裁第二小法廷判決の事案とは状況が大いに異なるといえる。)。なお、ここでいう子の福祉の内容は、制度的に認められる権利ないし地位が付与されることをいうのであって、個々の家族間における具体的な子の福祉の確保は、子が実

際に置かれた状況次第で異なるのであり、親子関係の形成を前提とした上で、家族の努力のほか、家庭裁判所、福祉・教育関係機関等が担っていくものである。

このように考えると、性別の取扱いの変更をした者に対して認知を請求することの許否を検討する場合に、子の福祉の確保を優先すべきことは当然であって、上記のような子の福祉を図り得る血縁上の父(しかも自らの意思でそうなった者)が現に存在する場合に、法廷意見のように、その子からの認知の訴えを認め、血縁関係のある父と親子関係を形成できるようにすべきとの結論は自然なものということができる。

3 特例法3条1項3号の規定(以下「3号規定」という。)は、現に未成年の子がいないことを性別の取扱いの変更の審判をするための要件としているのであるが、これは飽くまでも同審判時における要件であって、同審判確定後に未成年の子との間で親子関係が生ずることが3号規定ないし3号規定の趣旨・目的によって直ちに制限されるものとは解されない。例えば、法的性別を女性から男性に変更した者が女性と婚姻した後に妻が生殖補助医療を受けて懐胎、出産した場合において嫡出推定が及ぶとき(最高裁平成25年(許)第5号同年12月10日第三小法廷決定・民集67巻9号1847頁参照)には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者が同審判後に未成年の実子を持つことになるし、また同審判を受けた者が未成年者と養子縁組をすることも否定されてはいない。

この点について、「現に子がいないこと。」を要件としていた平成20年法律第70号による改正(以下「平成20年改正」という。)前の3号規定は、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。」を要件とする4号規定と共に、「法的性別が女性である法律上の父」や「法的性別が男性である法律上の母」が生じて法律上の父母という属性と男性、女性という法的性別との間に不一致が生ずると家族秩序に混乱を生じさせるおそれがあるとして、上記不一致の発生を抑止することをその趣旨・目的としていたものと解される。しかしながら、特例法は、性別の取扱いの変更の審判を受けた者が、同審判確定後に生殖補助医療を用いて子をもうけることを禁じていない上、同審判の前に出生した子から法的性別の取扱いを男性から女性へと変更した者に対して認知の訴えがされることも排除しておらず、そのような場合における法律上の親子関係の形成の可否については民法の解釈によって解決されるべきものとして残されていたということができる。

そして、平成20年改正後の3号規定が、4号規定が置かれたこととあいまって未成年の子について上記不一致の発生を抑止することをなおその趣旨・目的と

していると解する余地があるとしても、平成20年改正によって成年の子については上記不一致が生ずることが肯認されたにもかかわらず家族秩序に社会的な混乱が生じたような状況がうかがわれないことからすると、法的性別の取扱いを男性から女性へと変更した者に対する未成年の子からの認知の訴えを認めて「法的性別が女性である、未成年の子の法律上の父」が生ずることとなる場合に生ずるおそれがあり得る家族秩序の混乱として想定されているものも具体的なものとはいひ難いように思われる。これに加えて、法廷意見にあるように平成20年改正後の3号規定の主たる趣旨・目的が未成年の子の福祉に対する配慮になったことも併せ考えると、平成20年改正後の3号規定が4号規定が置かれたこととあいまって未成年の子について上記不一致が発生することを抑止するという趣旨・目的をなお有しているとしても、そのような趣旨・目的が、上告人のような子の福祉を犠牲にしてまで確保されなければならないものとは考えられない。

原審の判断は子の出生時と性別の取扱いの変更の審判確定時の先後関係を基準にして認知請求権発生の有無をみるとこととし、法的性別が女性である者に対する認知の訴えも限定的に認めようとするものであるが、上記先後関係といふいわば偶然の事情を結論の違いに係らせる点において、合理的な基準の設定とはいひ難いように思われる。

4 なお、生殖補助医療に関する法整備の在り方についての検討の過程において、精子提供者の意思への配慮をどうするかが議論されており、精子がその提供者の意に反して用いられた場合の父子関係をどうするかなどが問題になっていることは公知の事実である。本件は、被上告人と上告人の母とが子をもうけることを目的として生殖補助医療を受けたという事案であつて、本判決は、上記の問題について一定の結論をとることを前提にするものではない。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官  
草野耕一 裁判官 岡村和美)

◎ 地方住宅供給公社が賃貸する住宅の使用関係については、借地借家法32条1項の適用がある。

件名 賃料減額等請求事件

最高裁判所令和4年(受)第1744号

令和6年6月24日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X ほか7名

被上告人 神奈川県住宅供給公社

原 審 東京高等裁判所

### 主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

### 理 由

上告代理人石畠晶彦、同小笠原憲介の上告受理申立て理由について

1 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、地方住宅供給公社法(以下「公社法」という。)にいう地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)であり、神奈川県内において、多数の住宅を賃貸している。上告人らは、それぞれ、被上告人から第1審判決別紙物件目録記載の一棟の建物の一室を賃借する者である。

(2) 被上告人は、平成16年4月から平成30年4月までの間、おおむね3年ごとに、上告人らに対し、前記の各室の家賃を改定する旨を通知した(以下、これらの改定を総称して「本件各家賃改定」という。)。その結果、月額3万9530円ないし5万6350円であった家賃は、最終的に月額6万1950円ないし8万6910円になるものとされた。

2 本件の主位的請求は、上告人らが、被上告人に對し、本件各家賃改定による家賃の変更のうち適正賃料を超える部分は効力を生じないと主張して、家賃の額の確認を求めるとともに、変更後の家賃を支払ってきたことを理由に不当利得返還請求権に基づいて過払家賃の返還等を求めるものである。

3 原審は、地方公社は、公社法24条の委任を受けた地方住宅供給公社法施行規則(以下「公社規則」という。)16条2項に基づき、その賃貸する住宅(以下「公社住宅」という。)の家賃を変更することができ、同項は、借地借家法32条1項に対する特別の定めに当たるから、公社住宅の使用関係について、同項の適用はない旨判断した上、本件各家賃改定による家賃の変更は、公社規則16条2項に基づく有効なものであるとして、上告人らの主位的請求を棄却すべ

きものとした。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

地方公社は、住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者に居住環境の良好な集団住宅を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することなどを目的とする法人であり(公社法1条、2条)、その目的を達成するため、住宅の賃貸を含む所定の業務を行うことができるものとされている(公社法21条1項、3項)。地方公社の上記業務として賃借人との間に設定される公社住宅の使用関係は、私法上の賃貸借関係であり、法令に特別の定めがない限り、借地借家法の適用があるというべきである。

そこで、公社住宅の使用関係について借地借家法32条1項に対する特別の定めがあるかをみると、公社法は、地方公社において住宅の賃貸等に関する業務を行うには、住宅を必要とする勤労者の適正な利用が確保され、かつ、家賃が適正なものとなるように努めなければならないことなどを規定した上(22条)、上記業務を行うときの基準について、「他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従うほか、国土交通省令で定める基準に従つて行なわなければならない。」と規定する(24条)。そして、公社規則16条2項は、公社法24条の委任を受けて、「地方公社は、賃貸住宅の家賃を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃、変更前の家賃、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めるものとする。この場合において、変更後の家賃は、近傍同種の住宅の家賃を上回らないように定めるものとする。」と定める。

公社法の上記各規定の文言に加え、地方公社の上記目的に照らせば、公社法24条の趣旨は、地方公社の公共的な性格に鑑み、地方公社が住宅の賃貸等に関する業務を行う上の規律として、他の法令に特に定められた基準に加え、補完的、加重的な基準に従うべきものとし、これが業務の内容に応じた専門的、技術的事項にわたることから、その内容を国土交通省令に委ねることにあると解される。そうすると、当該省令において、公社住宅の使用関係について、私法上の権利義務関係の変動を規律する借地借家法32条1項の適用を排除し、地方公社に対し、同項所定の賃料増減請求権とは別の家賃の変更に係る形成権を付与する旨の定めをすることが、公社法24条の委任の範囲に含まれるとは解されない。また、公社規則16条2項の上記文言からしても、同項は、地方公社が公社住宅の家賃を変更し得る場合において、他の法令による基準のほかに従うべき補完的、加重的な基準を示したものにすぎず、公社住宅の家賃について借地借家法32条1

項の適用を排除し、地方公社に対して上記形成権を付与した規定ではないというべきである。このほかに、公社住宅の家賃について借地借家法32条1項の適用が排除されると解すべき法令上の根拠はない。

以上によれば、公社住宅の使用関係については、借地借家法32条1項の適用があると解するのが相当である。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官  
岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子)

◎飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者に対してされた大津市職員退職手当支給条例（昭和37年大津市条例第7号。令和元年大津市条例第25号による改正前のもの）11条1項1号の規定による一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 懲戒処分等取消請求事件

最高裁判所令和4年（行ヒ）第319号

令和6年6月27日 第一小法廷判決 破棄自判

上告人 大津市

被上告人 X

原審 大阪高等裁判所

### 主文

- 原判決中、上告人敗訴部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 前項の部分に関する被上告人の請求を棄却する。
- 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

### 理由

上告代理人田口勝之ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、普通地方公共団体である上告人の職員であった被上告人が、飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）を受けたことに伴い、退職手当管理機関である大津市長（以下「市長」という。）から、大津市職員退職手当支給条例（昭和37年大津市条例第7号。令和元年大津市条例第25号による改正前のもの）11条1項1号の規定（以下「本件規定」という。）により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件全部支給制限処分」という。）を受けたため、上告人を相手に、上記各処分の取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）本件規定は、退職した者（以下「退職者」という。）が懲戒免職処分を受けて退職した者に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職者に対し、当該退職者が占めていた職の職務及び責任、当該退職者の勤務の状況、当該退職者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職者の言動、当該非違が公務の

遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当支給制限処分」という。）を行うことができる旨を規定する。

（2）被上告人は、平成3年4月に上告人の職員に採用され、平成29年4月以降、総務部a課長の職にあつた者である。被上告人には、本件懲戒免職処分を除き、懲戒処分歴はない。

（3）被上告人は、平成30年8月7日午後5時頃から午後10時30分頃まで、自宅からの転居を予定していたマンション（以下「本件マンション」という。）の一室において、同僚らを招いて飲食し、ビール及び酎ハイ各1本並びに発泡酒5本程度（いずれも350mL）を飲んだ。

被上告人は、同日午後11時頃、約5km離れた自宅に帰るため、借り受けていた自動車（以下「本件自動車」という。）に乗ってその運転を開始したところ、本件マンションの立体駐車場（以下「本件駐車場」という。）内において、本件自動車の前部を駐車中の他の自動車（以下「被害自動車」という。）の前部に接触させてそのフロントバンパーを脱落させる事故（以下「第1事故」という。）を起こした。被上告人は、第1事故につき直ちに本件マンションの管理人や上司等の関係者に連絡することなく本件自動車の運転を続けたところ、さらに、本件自動車を道路の縁石に接触させ、縁石に設置された反射板をはがして本件自動車にオイル漏れを生じさせる事故（以下「第2事故」といい、第1事故と併せて「本件各事故」という。）を起こしたが、そのまま本件自動車を運転して帰宅した。

（4）被上告人は、翌8日朝、本件マンションに赴き、管理人に第1事故を起こした旨を伝えるなどした後、警察に通報した。被上告人は、臨場した警察官に対し、当初、同日の朝に第1事故を起こした旨の虚偽の説明をしたが、警察官から前夜の事故ではないかと指摘を受け、その旨を認めた。また、被上告人は、上司に電話して第1事故を起こしたこと等について報告し、後日、本件各事故に係る物的損害について被害弁償を行った。

（5）市長は、被上告人に対し、平成30年10月12日付けで、被上告人が同年8月7日に飲酒した上で本件自動車を運転し、本件駐車場内で被害自動車に接触し、その後必要な措置をとることなく、公道を走行して帰宅したこと（以下「本件非違行為」という。）を理由として、本件懲戒免職処分をした上で、一般の退職手当（1620万4488円）の全部を支給しないこととする本件全部支給制限処分をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、本件懲

戒免職処分は適法であるとしてその取消請求を棄却すべきものとした上で、要旨次のとおり判断し、本件全部支給制限処分の取消請求を認容すべきものとした。

本件非違行為の態様等からすれば、一般的退職手当が相応に減額されることはやむを得ないものとして、その合理性を認めることができるが、本件非違行為によって生じた事故はいずれも物損事故にとどまること、被上告人は、第1事故の直後ではないものの関係者に連絡し、その後被害弁償等も行っていること、本件非違行為が私生活上のものであること、被上告人が長期にわたって懲戒処分歴なく勤続し、総務部a課長として上告人の重要施策に貢献したことなども勘案し、従前における公務貢献の程度と本件非違行為の内容及び程度等を比較衡量すると、本件非違行為は、一般的退職手当を全額支給しないことが相当といえるほどに重大なものであるとまでいふことはできず、本件全部支給制限処分は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件規定は、懲戒免職処分を受けた退職者の一般的退職手当について、退職手当支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支給しないこととするかの判断を退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解され、その判断は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものというべきである（最高裁令和4年（行ヒ）第274号同5年6月27日第三小法廷判決・民集77巻5号1049頁参照）。

(2) 前記事実関係等によれば、被上告人は、長時間にわたり相当量の飲酒をした直後、帰宅するために本件自動車を運転したものであって、2回の事故を起こしていることからも、上記の運転は、重大な危険を伴うものであったということができる。そして、被上告人は、本件自動車の運転を開始した直後に本件駐車場内で第1事故を起こしたにもかかわらず、何らの措置を講ずることもなく運転を続け、さらに、第2事故を起こしながら、そのまま本件自動車を運転して帰宅したというのであるから、本件非違行為の態様は悪質であって、物的損害が生ずるにとどまったことを考慮しても、非違の程度は重いといわざるを得ない。

また、被上告人は、本件非違行為の翌朝、臨場した警察官に対し、当初、第1事故の発生日時について虚偽の説明をしていたものであり、このような非違後の言動も、不誠実なものというべきである。

さらに、被上告人は、本件非違行為の当時、管理職

である課長の職にあったものであり、本件非違行為は、職務上行われたものではないとしても、上告人の公務の遂行に相応の支障を及ぼすとともに、上告人の公務に対する住民の信頼を大きく損なうものであることが明らかである。

これらの事情に照らせば、本件各事故につき被害弁償が行われていることや、被上告人が27年余りにわたり懲戒処分歴なく勤続し、上告人の施策に貢献してきたこと等をしんしゃくしても、本件全部支給制限処分に係る市長の判断が、社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできない。

(3) 以上によれば、本件全部支給制限処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、退職手当支給制限処分に係る退職手当管理機関の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

5 以上のとおり、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、上記部分に関する被上告人の請求は理由がないから、同部分につき第1審判決を取り消し、同請求を棄却すべきである。

よって、裁判官岡正晶の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

**裁判官岡正晶の反対意見**は、次のとおりである。

1 私は、本件全部支給制限処分が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできないとして、原判決中上告人敗訴部分を破棄するとの多数意見には賛同することができない。

2 本件規定に係る一般的退職手当は、勤続報償的な性格を中心としつつ、給与の後払的な性格や生活保障的な性格も有するものと解される。そして、本件規定は、個々の事案ごとに、退職者の功績の度合いや非違行為の内容及び程度等に関する諸般の事情を総合的に勘案し、給与の後払的な性格や生活保障的な性格を踏まえても、当該退職者の勤続の功を抹消するに足りる事情があったと評価することができる場合に、一般的退職手当の全部を支給しないこととする処分を行うことができる旨を規定したものと解される（前掲最高裁令和5年6月27日第三小法廷判決参照）。

3 そうすると、一般的退職手当の全部を支給しないこととする処分を行う場合には、懲戒免職処分の場合とは異なり、一般的退職手当に給与の後払的な性格や生活保障的な性格があることに着目し、この観点から、当該非違行為の内容及び程度等につき、当該退職者の勤続の功を完全に抹消するに足りる事情があつた

とまで評価することができるか否かにつき、慎重に検討を行うことが必要である。

もとより、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならず（憲法15条2項、地方公務員法30条）、また、その職の信用を傷つけたり、地方公務員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない義務がある（同法33条）など、地方公務員の地位の特殊性や職務の公共性が重視されることは当然であるが、地方公務員も勤労者であり生活者であることも軽視されるべきではない。

4 まず、一般の退職手当に給与の後払的な性格や生活保障的な性格があることに着目し、この観点から、被上告人の過去の勤続の功をみると、被上告人は平成3年4月1日以降本件懲戒免職処分時まで27年余りの長期にわたって上告人に勤続し、同処分以前には懲戒処分歴はなく、平成29年4月1日以降は総務部a課長という管理職を務めていた。同処分時点で退職した場合の一般的な退職手当の金額は1620万4488円であった。被上告人のこの過去の実績ないし功績は相応のものであって重視されるべきものと考えられる。

次に、本件非違行為は、多数意見の4(2)記載のとおり、その根絶が社会全体の課題とされて久しい飲酒運転を行ったものであり、これ自体到底許されることではない。態様は悪質であって非違の程度も重いと評価でき、翌朝の対応も不誠実であり、被上告人が管理職である課長の職にあったことから、上告人の公務の遂行に相応の支障を及ぼし、上告人の公務に対する住民の信頼を大きく損なったと認められる。これらの事情は、勤続報償の対象となるだけの公務への貢献を行わなかったものと評価することができるものであり、一般的な退職手当が勤続報償的な性格を中心とするものとすると、退職手当管理機関である市長は、一般的な退職手当のうち相当な額を支給しないものとすると考えられる。したがって、一般的な退職手当が相応に減額されることはやむを得ないものとして、その合理性を認めることができるとした原審の説示は、是認することができる。

しかし、前記のとおり、本件では、被上告人の過去の実績ないし功績の度合いは、給与の後払的な性格や生活保障的な性格を踏まえると相応のものであって重視されるべきものと考えられるので、これを完全に抹消するに足りる事情があるか否かの検討は丁寧に行わなければならない。

この観点から、本件非違行為の内容及び程度等をみると、上記の事情はあるものの、職務中の行為であるとか、職務に関連又は関係した行為ではない。非違行為の結果も幸いにして静止物との軽微な物損事故にとどまっている。また、これらのこともあってか、上告

人の公務の遂行に及ぼした支障が重大であったとまではうかがわれず、上告人の公務に対する住民の信頼ないし信用を具体的かつ現実的に害したとまでもうかがわれない。これらの事情に照らすと、本件非違行為をもって、被上告人の前記の過去の実績ないし功績を完全に抹消するに足りる事情があったとまで評価することは、酷に過ぎると考えられる。

なお、被上告人の本件非違行為の翌朝の行動は、不誠実であって非難されるべきであり、今後の活動に信を置けないとして公務の執行から排除する事情の一つとしては考慮され得るものであるが、前記の判断を左右するほどのものではない。また、被上告人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分という重い制裁を受けて、公務員としての職と収入を絶たれたという事情もある。

5 以上の諸事情を総合的に勘案すれば、本件全部支給制限処分は、処分の選択が重きに失するものとして、社会観念上著しく妥当を欠き、本件規定が退職手当管理機関に認めた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法であるとした原審の判断に違法があるとは考え難い。

よって、原審の判断は是認することができ、本件上告は棄却することが相当と考える。

（裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子）

## 記事

### ◎令和6年度長官所長会同協議結果概要

1 6月19日、20日の両日にわたり、最高裁判所において、全会員が参考する形で、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においても、昨年と同様、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について、協議を行った。これまで、各事件分野において、裁判手続のデジタル化を見据え、また、裁判官の置かれた環境や働き方に関する意識の変化を踏まえ、裁判官全体が、事件処理に過度の負担を感じることなく最も効果的にその能力を発揮し、充実した司法サービスを提供するための種々の取組が進められてきたところ、効果や隘路も含めた取組の現状、今後の課題について意見交換が行われた。

訴訟手続のデジタル化が先行する民事訴訟の分野においては、デジタル化を契機に核心を捉えた審理判断を目指すべきことが重要であるとの認識は概ね共有されており、これを実践に移し、審理期間の短縮化などの効果を感じている者もいる一方で、繁忙感等のために実践はこれからであり、審理運営改善による具体的な効果を実感できていない者も少なくないとの意見もあった。より多くの者が審理運営改善に取り組みやすくするようには、これまでの経験にかかわらず誰もが負担なく実践できる環境を整えることや、可能な事件から実践すればよいとの認識を共有することが重要であるとの意見も多数あった。

家事分野においても、民事訴訟分野と同様、審理運営改善の必要性について概ね共通認識が形成されているが、その実践の状況については一様でないとの意見が多数あった。家事分野において審理運営改善の実践を進めていくに当たっては、裁判官が多種多様な事件を担当していることや、他職種との連携・調整の必要性が高いことを考慮する必要があるとの指摘があった。家事分野においては、裁判官が多種多様な事件を負担感なく担当できるように審理運営の工夫や知見の集積・承継が進められてきており、効果的なものとして引き続き進めていくことが重要であるとの指摘がされ、また、より多くの者が審理運営改善に取り組みやすくするためには、事件処理以外の負担の更なる軽減を図るなどの工夫が必要であるとの意見もあった。

刑事分野においては、裁判員裁判を契機として、

法曹三者が協働し、証拠の厳選などの審理の合理化などの審理運営改善の意識が醸成され、実践されてきた反面、公判前整理手続等の長期化などの課題を解決するために、これまでにない新たな視点から検討する必要があるとの意見があった。

また、これまで部の機能の活性化の取組が重ねられてきたところ、審理運営改善や事件処理に対する負担感の軽減を実践するに当たって、部総括裁判官や家庭裁判所の上席裁判官によるきめ細かいフォローが不可欠である、所長は、部総括裁判官等への支援もしながら、各裁判官が主体的、自主的に、かつ失敗を恐れずに挑戦できる環境作りに努める必要がある、分野を超えた議論を促すために、より一層積極的な役割を果たしていくべきであるなどといった意見が出された。控訴審裁判所に対しては、第一審裁判所との意思疎通を円滑に図るなど、審理運営改善の実践を後押しして欲しいとの意見があった。さらに、最高裁や司法研修所も、審理運営改善や知見の集積・承継を後押しするような研修等や情報共有を積極的に進めてほしいといった意見も出された。

### 2 事務的協議

裁判所が継続的に質の高い司法サービスを提供していくためには、裁判所の将来を担う世代の裁判官や職員の意見を活用することにより、従来の価値観に縛られない視点で組織の在り方を見直すことの重要性を確認した上で、この一年間の取組のうち、上記意見を活用した事務の合理化、効率化が裁判官や職員の負担感を軽減する効果につながっているかを中心に意見交換が行われた。将来を担う世代の意見を活用するためには、これらの者から意見を聴く場面を改まって設けることが有用であるといった意見があった一方で、日々の執務においても意見を述べやすい環境の整備や工夫が必要であるとの意見が出された。また、これらの者が取組の効果を実感できているかは必ずしも一様ではないが、これらの者が効果を実感し、更に積極的に意見を述べようとする好循環を生み出すために、意見の採否にかかわらず丁寧にフィードバックを行うなどし、小さなことでも成功体験を積み上げられるようにしていく必要があるとの指摘も多数あった。もとより、世代を問わず裁判官や職員による多様な意見を取り入れることが重要であるところ、所長においては、その中でも将来を担う世代の裁判官・職員の意見を適切に汲み取り、その意見をこれまで以上に活用していくよう、一層の工夫や環境整備が必要であり、上級庁としても、このような所長の取組を支援していく必要があるとの認識が共有された。

## ◎人事異動

定年退官

横浜地方・家庭裁判所横須賀支部判事 渡辺智子  
(6月18日)

神戸地方・家庭裁判所判事補

水戸地方・家庭裁判所判事補 金子恵理  
(6月20日)

大津地方・家庭裁判所長

佐賀地方・家庭裁判所長 小倉哲浩

佐賀地方・家庭裁判所長

神戸地方・家庭裁判所姫路支部長 増森珠美

神戸地方・家庭裁判所姫路支部長

大阪高等裁判所判事 池上尚子

定年退官

東京簡易裁判所判事 平鍋 勝

依願退官

大津地方・家庭裁判所長 西田隆裕  
(以上6月28日)

大阪地方・家庭裁判所判事補

鹿児島地方・家庭裁判所判事補 伊藤祐貴  
(6月29日)

広島高等裁判所判事

大津地方・家庭裁判所判事 畑山 靖

大津地方・家庭裁判所判事

大阪高等裁判所判事 畑口泰成

福岡地方・家庭裁判所小倉支部判事補

東京地方・家庭裁判所判事補 後藤 彩

大阪地方・家庭裁判所判事補

水戸家庭・地方裁判所土浦支部判事補 高橋俊介

東京地方裁判所判事補

静岡家庭・地方裁判所浜松支部判事補 先崎春奈

依願退官

広島高等裁判所判事 森 浩史

神戸地方・家庭裁判所判事補 信吉将伍  
(以上6月30日)

東京地方裁判所判事補

高橋真歩

奈良地方・家庭裁判所葛城支部判事補

坂本 桃

福井地方・家庭裁判所判事補

森 沙恵子

免事務総局刑事局付

事務総局刑事局付 初谷湧紀

免事務総局家庭局付

事務総局家庭局付 末廣祐輔

横浜地方・家庭裁判所横須賀支部判事補

福岡家庭・地方裁判所判事補 窓岩亮佑

(以上7月1日)

東京地方裁判所判事補

松江地方・家庭裁判所判事補 藤本拓大

(7月2日)

法  
律  
等

《銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律について》

(令和6年6月14日公布 法律第四八号)

標記の法律（令和六年法律第四十八号）が、令和六年六月十四日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、同条各号に規定するものを除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。また、同条第一号に掲げる規定は公布の日から、同条第二号に掲げる規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行されます。

この法律は、最近における銃砲をめぐる情勢に鑑み、電磁石銃を銃砲に追加

するほか、ライフル銃の範囲を拡大するとともに、銃砲等の発射及び所持に関する罰則を強化する等の措置を講ずる必要があることを理由として公布された

ものです。

（法文及び新旧対照条文は、令和六年六月二十一日付け最高裁判三第三百四十五号で通知したとおりです。）